

対象国／類似地域：	ブルキナファソ／全途上国
語学の種類：	仏語 又は 英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等

特になし。

(2) 必要予防接種

黄熱：入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）の提示が必要です。

6. 業務の背景

ブルキナファソでは、ゴマは農村部において伝統的に栽培されてきた。耐旱性が比較的強く、土地が痩せていても育つため、多くの農家で栽培されている。粗放栽培が主であるため、種子は自家採種したものを利用することが現状である。一般的に、国内におけるゴマの需要は少なく、家庭ではソースの材料として利用する程度である。加工分野においても、零細な規模でのゴマを使ったビスケットや搾油程度で、市場で取引される量も僅かである。このため、2000年代前半までのゴマの国内総生産量は、10千～20千トン／年程度で推移していた。しかし、近年ブルキナファソの輸出産品として重要な位置付けとなっているワタの国際価格が下降を続けており、換金作物としての価値が相対的に低下してきたため、これに代わる輸出作物及びそれら輸出作物の多様化という観点から、政府がゴマを含む油糧作物・種子の振興を勧めてきた結果、次第にその生産面積と生産量が増加してきた。特に、2008年以降は生産量が急増しており、輸出総額の3位を占め（ブルキナファソ統計人口院（INSD）2008）ブルキナファソの経済にとってその重要度が高まってきている。

ブルキナファソは2010年2月に「持続的な開発及び成長の加速化戦略文書

（SCADO）」を策定し、農業セクターを成長加速化のための優先セクターと位置付けている。更に、ゴマを含む油糧作物は国際市場への輸出可能性の高い産業として注目されており、ブルキナファソ政府はゴマ産業を強化することを目的とする技術協力プロジェクト「ゴマ生産支援プロジェクト」（以下、本プロジェクト）を要請した。

これを受け、JICAは2013年に詳細計画策定調査を実施し、ブルキナファソの農業及びゴマに係る政策及び取組み、他ドナー等の支援状況、ゴマの生産・流通・輸出に係る現況と可能性（食用・搾油用、単収増加、栽培面積拡大、従事者増加、品種選定、施肥等の栽培技術向上及び、流通（モデル農家、組織化、直売、契約栽培等）、収穫後処理（選別等）、種子認証・生産・供給体制の整備等）について確認し、関係機関や生産者、民間企業等を含めた協力の枠組みと方向性を検討の上、PDM（案）及びPO（案）を策定した。

また、調査後に事前評価表を策定し、ゴマの栽培から流通まで幅広く支援し、同国産ゴマの品質向上及び生産増を目指す本プロジェクトの骨子を定めている。本プロジェクトでは、従来から同国で生産されている搾油用ゴマに加え食用ゴ

マへの対応、優良種子生産、中核農家育成、普及体制強化、日本市場を視野に入れた品質・生産量の確保、収穫後処理・流通改善等の現地活動を行うとともに、本邦ゴマ関係者・有識者との意見交換の場として本邦に「ゴマ生産支援プロジェクト・プラットフォーム」を設置している。ここでは、大学、研究機関、民間（商社、搾油、食用各業界団体）、官公庁等、本邦のゴマ関係者が集まり、本邦市場の要求するゴマの品質や量等の情報提供を受けるとともに、プロジェクトの進捗やブルキナファソにおけるゴマ事情等に係る情報共有を行うこととしている（2015年3月に第1回会合を開催済）。

2014年7月、直営専門家「総括／農業・農村開発行政アドバイザー」を派遣、同年10月に直営専門家「コミュニティー開発／業務調整」が派遣された。これをもって本プロジェクトが正式に開始され、2019年10月までの5年間の予定で協力を実施している。2015年6月には直営専門家「営農／栽培」が着任した。

これに加え、短期専門家「業務主任／本邦研修／プラットフォーム運営」、「普及」、「収穫後処理」、「流通」、「農薬管理」、「トレーサビリティ」、「農家調査」の派遣が計画されている。

本プロジェクトでは協力開始後、専門家による現地活動状況を踏まえ、詳細計画策定調査において想定した協力計画を、現地の実情に合わせた形で再検討し、実施体制（専門家の投入分野及び形態、分掌等）並びに活動の核となる各種研修、プラットフォームの内容及び実施方法につき、プロジェクト全体を俯瞰しながらより具体的かつ詳細な形を示すこととなっている。

今般、協力開始から8カ月を経て、現地事情や直営専門家の現地活動状況等を踏まえ、今後の協力本格化に向け運営指導調査団を派遣し、より適切な実施体制と研修及びプラットフォームの実施方法を検討することとする。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組及び手続を十分に把握し、本部及びブルキナファソ事務所のJICA職員等と協議・調整しつつ業務を行う。ブルキナファソ国農業政策、JICAの対ブルキナファソ国農業協力方針等につき十分理解の上、本プロジェクトに係る背景・経緯、詳細計画策定調査結果、開始後の実施体制・活動状況、研修、プラットフォームを含むこれまでに検討・実施された活動計画等を、各種資料及び関係者からの聞き取りを中心に調査する。その上で、事前評価表に基きプロジェクト全体を俯瞰し、今後の協力の進め方について具体的かつ詳細に検討の上、提案を担当分野に係る「運営指導調査報告書（案）」に纏める。

（1）国内準備期間（2015年7月下旬）

- ①要請背景・内容、詳細計画策定調査結果、これまでのプロジェクト進捗状況等を把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、国内及び現地調査で収集すべき情報を検討する。
- ②本邦滞在の本プロジェクト関係者（専門家、JICA職員等）に対する対面調査を行い、これまでの経緯や構想、今後の協力の進め方について情報収集・意見交換等を行う。

③対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間 (2015年8月上旬～8月下旬)

①JICAブルキナファソ事務所等との打合せに参加する。

②現地滞在の本プロジェクト関係者(専門家、JICA職員等)に対する対面調査を行い、これまでの経緯や構想、今後の協力の実施体制、研修及びプラットフォームの実施方法、進め方について情報収集・意見交換等を行う。具体的な調査項目は以下のとおり。

ア) プロジェクト実施体制(案)の検討(今後投入予定の専門家に係る指導分野、派遣時期、派遣期間、人材有無、派遣済直営長期専門家との分掌等)

イ) 専門家投入計画(案)の検討(今後投入予定の専門家に係る指導分野、派遣時期、派遣期間、人材有無等)

ウ) 研修構想の整理(具体的な分野、内容、方法、投入、予算、サイト、対象者、カリキュラム、協力機関、プロジェクト内分掌等)及び具体的な詳細実施計画の策定

エ) プラットフォームの実施内容、運営方法(案)(実施主体の検討、分掌等)。

オ) PDM指標(案)の設定

③ブルキナファソ側関係機関との協議及び現地調査に参加し、これまでの経緯や構想、今後の協力の進め方について情報収集・意見交換等を行う。

具体的には、(2)②ア)、イ)、ウ)、オ)の項目を中心に調査を行う。

④本プロジェクトの協力現場を視察し、関係者との面談を通じ、今後の協力の進め方について情報収集・意見交換等を行う。

⑤本プロジェクトの実施に向けた先方政府の体制、予算、プロセス等を再確認し、本協力の位置付けや効果について分析する。

⑥現地調査結果をJICAブルキナファソ事務所等へ報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2015年8月下旬～2015年9月上旬)

①本邦滞在の本プロジェクト関係者(専門家、JICA職員等)に対する対面調査を行い、これまでの経緯や構想、今後の協力の進め方について情報収集・意見交換等を行う。

②運営指導調査報告書を作成する。

③帰国報告会等に参加し調査結果を報告する。

8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

(1) 担当分野に係る運営指導調査報告書(案)(和文)

電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積を計上して下さい）。航空賃については、東京（日本）ーワガドゥグ（ブルキナファソ）間を計上して下さい。

(2) 臨時会計役の委嘱

以下に記載の一般業務費については、当機構ブルキナファソ事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。

- ・ブルキナファソにおける車両関係費
- ・ブルキナファソにおける通信費
- ・ブルキナファソにおける資料等作成費

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：現地業務費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り機構から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地派遣期間は2015年8月1日～8月23日を予定しています。

「総括」（JICA団員）は、JICAブルキナファソ事務所が担当し、現地調査の指揮・監督を行います。「協力企画」（JICA団員）は、2015年8月1日～10日頃（約10日間）の予定で現地調査を行います。

本業務従事者は現地調査開始当初「協力企画」団員とともに業務を行い、後半は単独で調査を継続します。調査方針及び結果等は「総括」に報告することとします。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 協力企画（JICA）
- ウ) 評価分析／研修計画（コンサルタント）

また、本業務の現地調査期間中に現地滞在中の専門家は以下のとおりです。

- ア) 営農／栽培（直営）
- イ) コミュニティー開発（直営）

その他、現地では必要に応じプロジェクト専門家、JICAブルキナファソ事務所担当者が調査に同行します。

③便宜供与内容

JICAブルキナファソ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿泊手配
あり
- ウ) 車両借上げ

ブルキナファソにおける車両借上げについては、JICAブルキナファソ事務所にて予約・支払を行い、全行程の燃料費、通行料、地方での車両借上げ費については、上記臨時会計役の委嘱により、業務従事者が支払を行うことを想定しています。

エ) 通訳備上

必要に応じJICAブルキナファソ事務所にて英仏通訳を備上します。

オ) 現地日程のアレンジ

現地調査開始時の関係機関訪問については機構がアレンジします。

カ) 執務スペースの提供

無し

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料を当機構農村開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム (TEL:03-5226-8409) にて配布します。

- ① 「ゴマ生産支援プロジェクト」要請書
- ② 「ゴマ生産支援プロジェクト」詳細計画策定調査報告書

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地調査の実施に当っては、JICAブルキナファソ事務所、在ブルキナファソ日本国大使館及び外務省海外安全ホームページ等により提供される安全情報及び指導に従うこととします。
なお、ブルキナファソ国北部・東部国境地域に「退避勧告」及び「渡航延期勧告」が発出されていますが、同地域は本調査の対象に含まれません。
- ③「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年11月）」の趣旨を念頭に本業務を実施ください。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談下さい。

以上